

特定利用空港・港湾指定に係る国の関係市町村説明会について

1 特定利用空港・港湾指定の概要

この取組みは、自衛隊・海上保安庁が、国民保護や大規模災害等の緊急性が高い場合や訓練等に、民間の空港・港湾を円滑、迅速に利用できるよう、国が「特定利用空港・港湾」に指定し、民生利用を主としつつ、艦船・航空機の利用にも資するよう必要な整備等の促進を図るもの。

令和6年4月1日に、以下の5空港及び11港湾が指定された。

福井県、熊本県、鹿児島県及び沖縄県における空港・港湾については、指定に向けて引き続き協議が行われている。

【指定済の空港・港湾】

※（ ）は管理者

道県名	空港	港湾
北海道	—	留萌港（市）
		石狩湾新港（組合）
		釧路港（市）
		苫小牧港（組合）
		室蘭港（市）
香川県	—	高松港（県）
高知県	—	高知港（県）
		須崎港（県）
		宿毛湾港（県）
福岡県	北九州空港（国）	博多港（市）
長崎県	長崎空港（国）	—
	福江空港（県）	
宮崎県	宮崎空港（国）	—
沖縄県	那覇空港（国）	石垣港（市）

2 国から県及び関係市町村への説明等

(1) これまでの経緯

- ・特定利用空港・港湾指定の取組みに関して、昨年10月及び11月に国から本県へ概要説明があり、その中で、熊本空港、熊本港及び八代港を対象施設として検討している旨の説明を受けた。
- ・本県からは、この取組みの理解を得るために、これまで国に対して丁寧な説明を求めてきた。
- ・このような中、その一環として、去る6月12日（水）及び13日（木）に国から関係市町村（熊本市、八代市、大津町、菊陽町、西原村、益城町）に対して説明会が開催された。

（裏面あり）

(2) 関係市町村説明会

- 1 開催日：令和6年6月12日（水）対面方式、13日（木）WEB方式
- 2 出席者：【 国 】 内閣官房担当参事官、国交省担当課長、防衛省担当課長等
：【 市町村 】 (6月12日)熊本市副市長、八代市長、大津町長、西原村長
(6月13日)菊陽町長、益城町長
：【 県 】 知事公室長、土木部長等

3 概要：

- 1) 国からの説明（説明内容は両日ともに同じ、説明資料は別添のとおり）
 - ・インフラ管理者は、平素において自衛隊・海上保安庁の運用や訓練等による施設の円滑な利用について、関係法令等を踏まえ、適切に対応する。
 - ・自衛隊・海上保安庁とインフラ管理者は、国民の生命・財産を守る上で緊急性が高い場合又は航空機の飛行や艦船の航行の安全を確保する上で緊急性が高い場合（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態を除く）であって、当該施設を利用する合理的な必要があると認められるときには、民生利用に配慮しつつ、緊密に連携しながら、自衛隊・海上保安庁が柔軟かつ迅速に施設を利用できるように努める。
 - ・今年4月1日に、既に全国の5空港・11港湾を指定しており、熊本県においては熊本空港、熊本港及び八代港を指定したいと考えている。
 - ・指定後には関係者間における連絡・調整体制を構築し、円滑な利用に関する具体的な運用のための意見交換を行うこととしている。
 - ・国としては、地元自治体の理解を得た上で進めたいと考えている。
- 2) 関係市町村からの意見
 - ・有事の際の懸念など住民の不安払しょくのため、引き続き丁寧な説明をお願いしたい。
 - ・正確かつ迅速な情報提供をお願いしたい。
 - ・訓練実施の際には、事故防止や騒音等に万全の対策を取ってほしい。
※指定についての反対意見はなかった。
- 3) 県からの意見
熊本港と八代港のインフラ管理者は県であるが、地元の理解が必要であることから、理解を深めるための取組みを継続的に行ってほしい。

(3) 今後の県の対応

関係市町村の意見を伺いながら、引き続き国に対して丁寧な説明を求めていく。

総合的な防衛体制の強化に資する取組について (公共インフラ整備)

空港・港湾に関する公共インフラ整備の取組の基本的な考え方

考え方

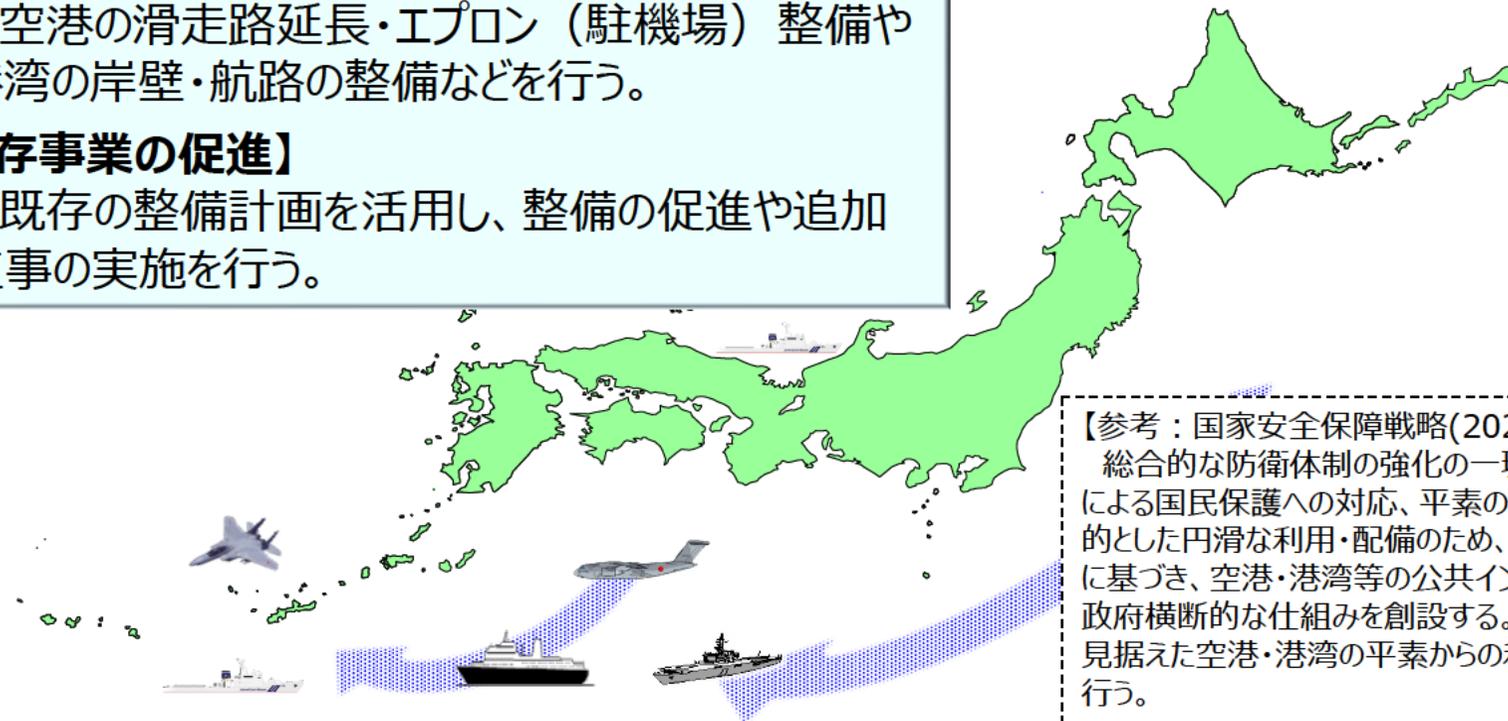
- 安全保障環境を踏まえた対応を実効的に行うため、南西諸島を中心としつつ、その他の地域においても、自衛隊・海上保安庁が、平素から必要な空港・港湾を円滑に利用できるよう、インフラ管理者との間で「円滑な利用に関する枠組み」を設ける。これらを、「特定利用空港・港湾」とする。
- 「特定利用空港・港湾」においては、民生利用を主としつつ、自衛隊・海上保安庁の艦船・航空機の円滑な利用にも資するよう、必要な整備又は既存事業の促進を図る。

【整備】

- 空港の滑走路延長・エプロン（駐機場）整備や港湾の岸壁・航路の整備などを行う。

【既存事業の促進】

- 既存の整備計画を活用し、整備の促進や追加工事の実施を行う。



【参考：国家安全保障戦略(2022年12月閣議決定)の記述】
総合的な防衛体制の強化の一環として、自衛隊・海上保安庁による国民保護への対応、平素の訓練、有事の際の展開等を目的とした円滑な利用・配備のため、自衛隊・海上保安庁のニーズに基づき、空港・港湾等の公共インフラの整備や機能を強化する政府横断的な仕組みを創設する。あわせて、有事の際の対応も見据えた空港・港湾の平素からの利活用に関するルール作り等を行う。

- インフラ管理者は、平素において自衛隊・海上保安庁の運用や訓練等による施設の円滑な利用について、関係法令等を踏まえ、適切に対応する。
- 自衛隊・海上保安庁とインフラ管理者は、国民の生命・財産を守る上で緊急性が高い場合又は航空機の飛行や艦船の航行の安全を確保する上で緊急性が高い場合（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態を除く）であって、当該施設を利用する合理的な必要があると認められるときには、民生利用に配慮しつつ、緊密に連携しながら、自衛隊・海上保安庁が柔軟かつ迅速に施設を利用できるよう努める。
- 上記の着実な実施に向けて、関係者間において連絡・調整体制を構築し、円滑な利用に関する具体的な運用のための意見交換を行う。

① 民生利用のイメージ（空港）

- 地域の玄関口となる空港の受入環境整備により、今後の航空需要の回復・増大に対応。
- 空港の防災・減災対策の推進、滑走路端安全区域整備等により、航空の安全・安心を確保。

空港における受入環境整備

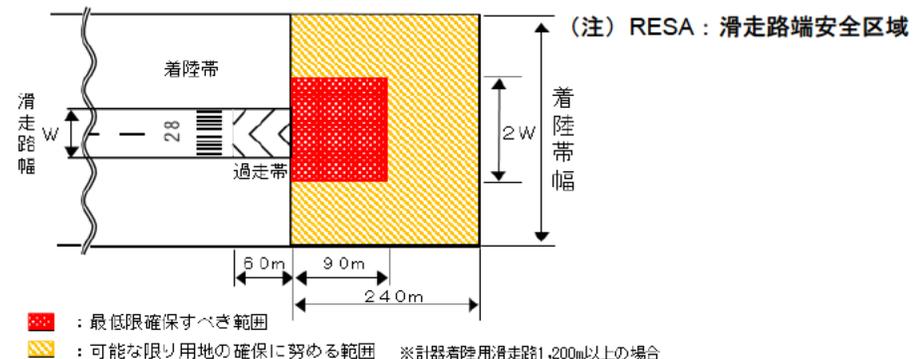


航空の安全・安心の確保



液状化層の地盤改良対策により、舗装の損壊を防止

防災・減災（耐震対策等）
・RESAの長さおよび幅(国内基準_平成29年4月改訂)



オーバーラン等へ対応する滑走路端安全区域

① 民生利用のイメージ（港湾）

○ 岸壁、航路、防波堤等の港湾施設の整備により、フェリー・RORO船、バルク貨物船等の大型化や貨物需要の増大への対応、大型クルーズ船等の受入環境の整備、船舶の航行安全の確保、災害時の港湾機能の確保等を図る。

(注) RORO船：トラックやトレーラーが自走で船に乗り込み、貨物を積載したまま運搬できる貨物用の船舶
バルク貨物船：小麦等の粉粒体や液体を個包装せずに輸送するバルク輸送に使用する船舶

船舶大型化等への対応



RORO船の荷役状況

クルーズ船の受入環境整備



大型クルーズ船やラグジュアリークラスのクルーズ船等の接岸に対応

船舶の航行安全の確保



防波堤により荒天時の波浪等から港内静穏度を確保

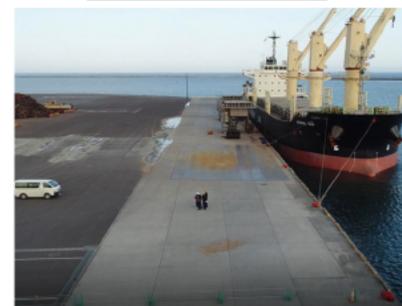
災害時の港湾機能の確保

○大規模地震発生後の岸壁の状況

非耐震岸壁：
ひび割れ等発生



耐震強化岸壁：
異常なし



耐震強化岸壁の整備効果

②国民保護・災害派遣利用のイメージ

空港

- 空港の整備・利用により、短期間の島外避難を必要とする国民保護時の輸送能力を確保するとともに、災害派遣の救援部隊の派遣をより効率的に実施。
- 波浪等により船舶による避難が困難・遅延する場合においても、航空機による避難経路を確保。

港湾

- 大型船舶を用いることにより、国民保護時の輸送能力が向上する。
- 大型船舶の出入港が可能となることにより、災害時に大型船舶を用いた緊急物資輸送や医療支援等が可能になるとともに、大規模災害からの復興に際し、大量の建設資機材の搬入等が可能となる。



住民避難のイメージ
(国民保護共同訓練より)



被災者等空輸のイメージ
(防衛省災害対処に係る訓練より)



救援物資・車両の搭載
(防衛省災害派遣時の写真)



被災地での給水支援
(海上保安庁災害対応の写真)

③自衛隊・海上保安庁利用のイメージ

自衛隊

- 航空機を状況に応じて配置することにより、侵攻部隊に対し、より遠方で対応します。
- 状況に応じて必要な部隊を迅速に機動展開。併せて国民保護を実施します。
- また、大規模災害発生時には、災害派遣の効率的な実施が可能となります。
- 上記の実効性を確保するため、平素から訓練等で空港・港湾を利用します。



利用する艦艇・航空機のイメージ（一例）



輸送艦（おおすみ型）



護衛艦（あたご型）



輸送機（C-2）



PFI船舶（はくおう）



戦闘機（F-2）



空中給油・輸送機（KC-767）

※訓練時写真

海上保安庁

港湾施設等におけるテロ等の警戒、捜索救難・人命救助、国民保護等への対応及び必要となる補給、訓練等のために空港・港湾を定期的にご利用します。

港湾施設等のテロ等警戒

捜索救難及び人命救助

海峡等における警戒監視

住民の避難及び救援

船舶への情報提供及び避難支援



利用する巡視船艇・航空機のイメージ（一例）



大型巡視船（ヘリ2機搭載型）



ガルフV



大型巡視船（ヘリ搭載型）



ファルコン2000



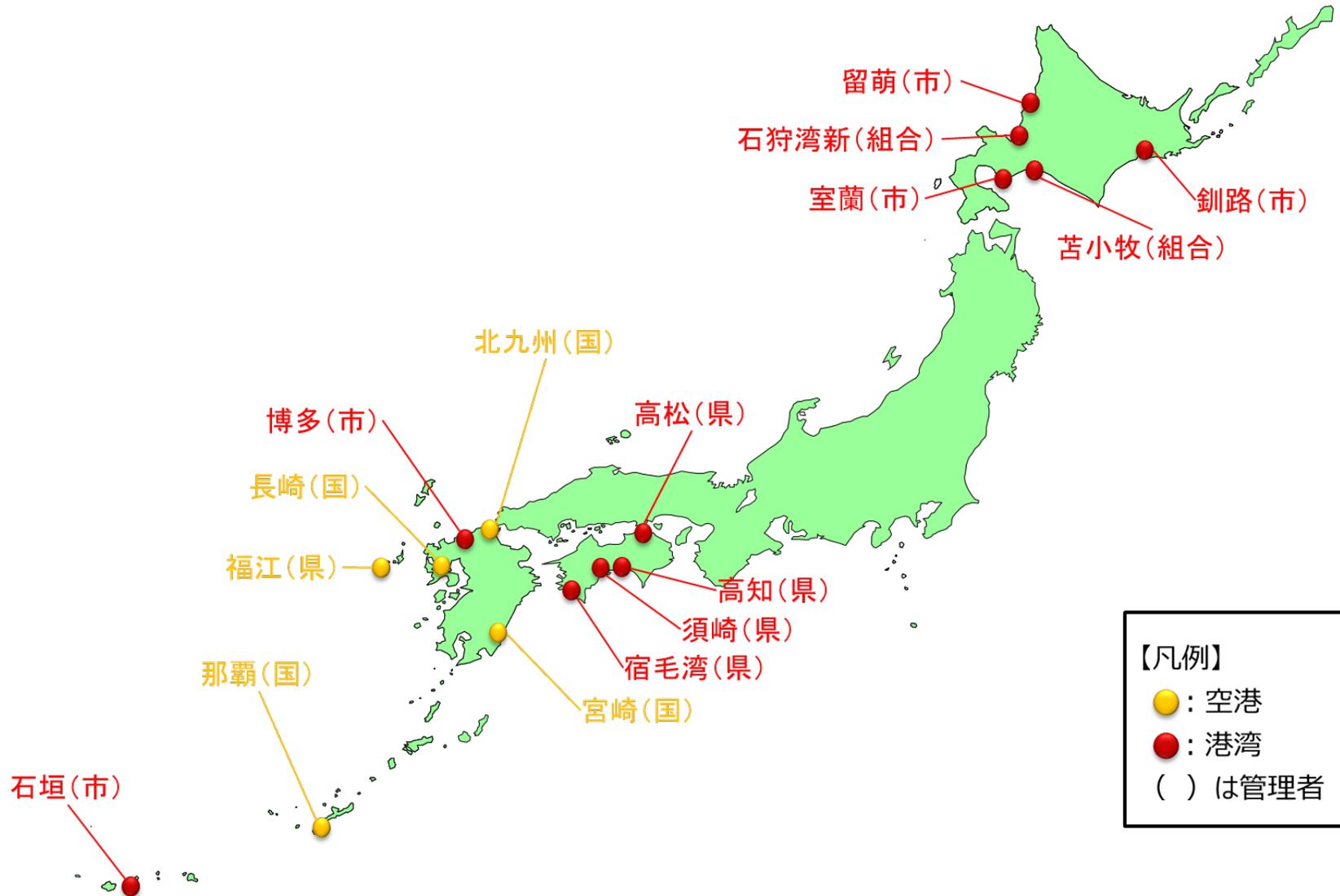
大型巡視船



ボンバル300

※訓練時写真

○ 以下の5空港及び11港湾について、インフラ管理者との間で「円滑な利用に関する枠組み」を設け、令和6年4月1日の関係閣僚会議にて、「特定利用空港・港湾」とした。



Q1 この取組は有事を対象とするものですか？

A1 この取組は、平素における空港・港湾の利用を対象としたもので、武力攻撃事態のような有事の利用を対象とするものではありません。武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態における空港・港湾の利用調整については、平成16年に制定された武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律（特定公共施設利用法）等に基づき行われます。

Q2 「特定利用空港・港湾」となることで、有事において、攻撃目標となるのではないですか？

A2 「特定利用空港・港湾」は新たに自衛隊の基地や駐屯地を設置するといったことを目的とするものではありません。

また、自衛隊・海上保安庁は、これまでも民間の空港・港湾を利用してきています。今回、更なる利用の円滑化を図ることを目的として、インフラ管理者との間で、「円滑な利用に関する枠組み」を設けることとなりますが、そのような枠組みが設けられた後も自衛隊・海上保安庁による平素の利用に大きな変化はなく、そのことのみによって、当該施設が攻撃目標とみなされる可能性が高まるとはいえません。

むしろ、自衛隊・海上保安庁の航空機・船舶が必要な空港・港湾を平素から円滑に利用できるように、政府全体として取り組むことは、我が国への攻撃を未然に防ぐための抑止力や実際に対応するための対処力を高め、我が国への攻撃の可能性を低下させるものであり、ひいては我が国国民の安全につながるものです。

Q3 「円滑な利用に関する枠組み」を設けることにより、「特定利用空港・港湾」を、自衛隊や海上保安庁が優先利用することになりますか？

A3 「円滑な利用に関する枠組み」は、自衛隊・海上保安庁の優先利用のためのものではありません。あくまで港湾法や空港法等の既存の法令に基づき、関係者間で連携し、自衛隊・海上保安庁による柔軟かつ迅速な施設の利用について調整するための枠組みです。

Q4 自衛隊による訓練において、どのくらいの頻度で「特定利用空港・港湾」を利用することを想定していますか？

A4 それぞれの空港・港湾につき、多くとも年数回程度を想定しており、常に自衛隊の部隊が訓練を行っているようなことにはなりません。

Q5 「特定利用空港・港湾」となることで、米軍も利用することになりますか？

A5 この枠組みは、あくまで関係省庁とインフラ管理者との間で設けられるものであり、米軍が本枠組みに参加することはありません。

1 趣旨

- 今後の人口減少社会を見据え、**簡素で効率的な行政体制を目指していく**ことは普遍的な課題。
- 一方、災害関連業務等が縮小していく中、半導体関連産業の集積に関する取組強化や子ども関連施策の推進など、**新たな行政需要への対応**が必要。
- これらの行政需要に的確に対応するため、**必要な人員体制を確保**。
- また、既存の組織体制や事務事業の見直しに加え、**デジタルを活用した業務の効率化も推進**。
- このような状況を踏まえ、**計画的な定員管理と必要な人員の確保**を進める。

2 定員管理の方針

(1) 基本的な考え方

- ・ 今後の4年間においては、熊本地震や豪雨災害からの復旧・復興の進展に伴う災害関連業務や新型コロナウイルス感染症業務が縮小していく一方で、新たな行政需要に対応していく必要がある。
- ・ 知事部局における**今後4年間の職員の目標数（必要数）は、「令和2年度策定の定員管理方針における令和6年度の職員目標数」の4,229人とする（職員目標数を維持）**。
- ・ **定年引上げ期間中は**、中長期的な職員数の維持を前提として、**定年退職の有る年度と無い年度の採用数を平準化し、新規採用職員を継続的に確保**する。

令和6年 (R6.4.16現在) [実績]	令和6年 (2024年) [定員管理目標数]	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年 (2028年)
4,151人	4,229人	→			4,229人

※ 市町村への技術支援に係る上乗せ採用分は、市町村の需要により業務量の変動するため、左記目標数とは別途に管理

※ 定年引上げに伴う一時的な増加分についても、左記目標数とは別途に管理

(2) 方針期間

- ・ **令和6年（2024年）4月1日から令和10年（2028年）4月1日までの4年間**

3 行政体制の確保

- 多様な手法による**人員の確保・採用**
(採用試験の見直し、任期付職員・会計年度任用職員の採用)
- 災害業務や新たな行政需要に必要な**組織体制の整備**
- 最優先課題への**人員の重点配置**

4 行政体制の効率化

- **既存の組織体制の見直し**
- **事務事業の見直し・業務効率化**（デジタル活用）
- **職員の働き方の見直し**（テレワーク、庁内情報基盤）

次期基本方針・総合戦略の策定について

【マニフェストの実現に向けた基本的方針・具体的戦略の策定】

総務常任委員会報告資料③
令和6年6月議会 企画課

基本方針

- 県政運営における最上位計画であり、県行政に係る基本的な計画。議会の議決を要する。
- 自治体によって、「〇〇県総合計画」「△△市基本計画」などの名称があり、期間の設定も4～10年など様々。
- 本県では、知事任期に合わせ、これまで4年ごとに策定しており、県行政の施策推進に関する大きな方向性を示している。
- なお、具体的な取組みについては、総合戦略で明記することとしている。

総合戦略

- 地方創生やデジタル田園都市国家構想関連施策を中心に、具体的な取組みの方向性や施策、事業等を取りまとめたもの。
- 「まち・ひと・しごと創生法(平成26年)」に基づく国のまち・ひと・しごと創生総合戦略を踏まえ、各自治体で策定する。
- 本県では、基本方針と同様に4年ごとに策定しているが、国のデジタル田園都市国家構想の動きに合わせ、昨年10月に一部改訂を行っている。

現 行

【新しくまもと創造に向けた基本方針】

(令和3年(2021年)3月策定)

【第2期熊本県まち・ひと・しごと創生総合戦略】

(令和3年(2021年)3月策定)

(令和5年(2023年)10月改訂)

※国のデジタル田園都市国家構想総合戦略を踏まえた一部改訂

今回策定(案)

【くまもと新時代共創基本方針】(仮称)

(本年12月を目途に策定予定)

【くまもと新時代共創戦略】(仮称)

(本年12月を目途に策定予定)

知事マニフェスト「県民への10の約束」の具現化

次期基本方針・総合戦略の策定について

【マニフェストの実現に向けた基本的方針・具体的戦略の策定】

総務常任委員会報告資料③
令和6年6月議会 企画課

(仮称)【くまもと新時代共創**基本方針**(たたき台)】

基本理念

県民皆が安心して笑顔になり、持続的で
活力あふれる熊本の未来を創る

1. こどもたちが
笑顔で
育つ熊本

2. 世界に
開かれた活力
あふれる熊本

3. いつまでも
続く豊かな
熊本

4. 県民の命、健康、安全・安心を守る

水俣病問題への対応
「緑の流域治水」の推進

(仮称)【くまもと新時代共創**戦略**(たたき台)】

1. こどもたちが笑顔で育つ熊本

- ・**こども・若者**:結婚・妊娠・出産・子育て支援、こどもや若者の権利の擁護
- ・**若者の仕事**:安心して働ける職場環境づくり
- ・**教育**:グローバル人材の育成、魅力的な学校づくり、インクルーシブ教育の推進 等

2. 世界に開かれた活力あふれる熊本

- ・**人材**:担い手の確保・育成関連施策
- ・**農林畜水産振興**:生産力強化・高付加価値化、食文化の発展
- ・**産業**:半導体関連産業の集積・その効果の波及、DXの推進、
各種交通体系の見直し、渋滞解消対策
- ・**観光・スポーツ**:観光振興、スポーツ政策の戦略的推進
- ・**国際**:国際交流、多文化共生の推進
- ・**文化・芸術**:文化芸術の戦略的振興 等

3. いつまでも続く豊かな熊本

- ・**環境**:脱炭素の標準化、循環型経済への移行、生物多様性の保全、水の保全
- ・**地域振興**:地域づくり、移住・定住、関係人口創出施策、公共交通利用促進・支援
- ・**多様性**:人権教育・啓発、男女共同参画関連施策 等

4. 県民の命、健康、安全・安心を守る

- ・**「緑の流域治水」**:創造的復興推進、五木村・相良村振興、JR肥薩線の復旧、
災害に強い県土づくり
- ・**道路等インフラ**:高規格道路ネットワーク構築、幹線道路等インフラ整備の推進
- ・**健康福祉**:医療介護の担い手確保、新たな健康危機への備え、健康寿命延伸
- ・**安全・安心の確保**:各種防犯対策、犯罪被害者支援、交通安全意識の普及啓発
の促進、消費者被害の未然防止 等

策定プロセス

■外部有識者等からの意見聴取

①熊本県地方創生会議

- 地方創生の実現に向け、産業界、市町村、教育機関、金融機関、労働団体、報道機関などの関係者(30団体)が、課題等の認識共有を図りながら、それぞれが主体となり、将来への取組みを推進する会議体。
- 総合戦略等に係る方向性等に関することなどを協議する。

②次期基本方針・総合戦略策定WG

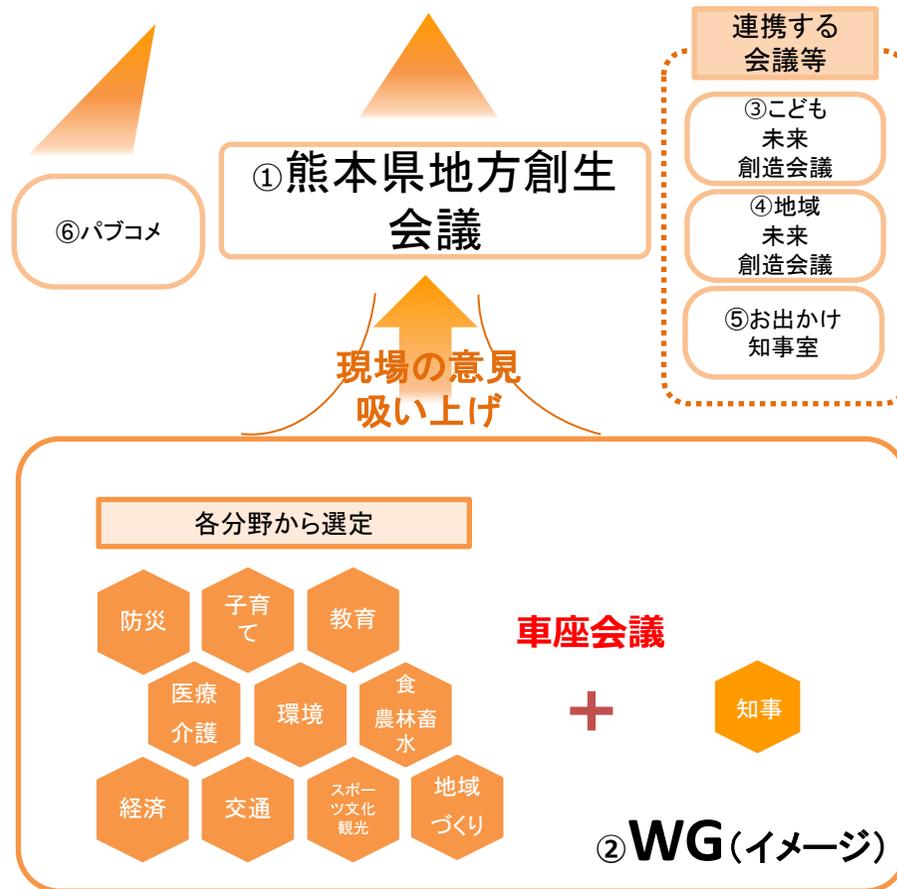
- 地方創生会議による大所高所に立った意見とともに、現場の意見を広く取り入れていくため、現場感のある若い人材や、各業界を牽引する若手管理者等によるWGを設置。

■連携する会議等

- ③「こども未来創造会議」
- ④「地域未来創造会議」
- ⑤「お出かけ知事室」

■⑥県政パブリック・コメント

次期基本方針・総合戦略の議決・策定

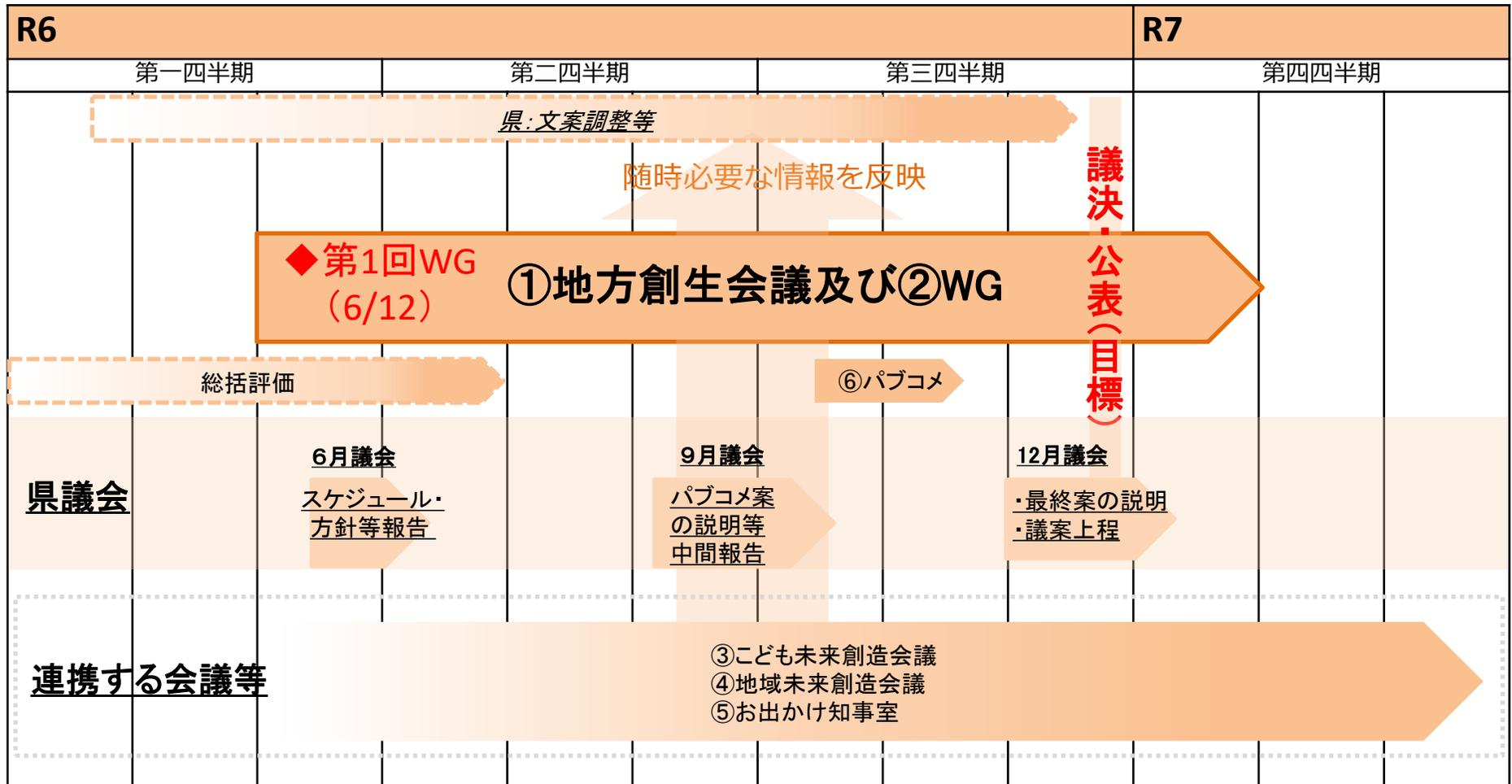


次期基本方針・総合戦略の策定について

【マニフェストの実現に向けた基本的方針・具体的戦略の策定】

総務常任委員会報告資料③
令和6年6月議会 企画課

スケジュールイメージ



天草エアライン中期経営計画の改定（ローリング）について

1. 利用状況/経営状況

■直近5カ年利用者数（人）

H30	R1	R2	R3	R4	R5
73,773	46,291	24,028	37,958	51,906	65,507

■直近5カ年経営状況（千円）

	H30	R1	R2	R3	R4	R5
当期純利益	5,631	▲166,272	158,252	22,673	80,870	▲14,092
累積赤字	▲96,488	▲262,760	▲104,507	▲81,835	▲965	▲15,057

○H19頃まで8万人前後を維持していたがリーマンショック等でH22年度に約6万人まで低下。

○大阪線就航（H22）や利用促進等により増加傾向に転じるも、H30年度から機長休職による長期連休やR1年度末のコロナで激減。

改 R2年度以降は、長引くコロナの影響により、利用者数が激減。R5年度は緩やかな回復基調にあるものの、コロナ前水準までの回復は見られない状況。

○H20年度に累積赤字が約5億円（債務超過前）にまで増高。

○H21以降の機材維持費補助金導入以降、単年度黒字を計上し、累積赤字を徐々に解消。

改 R2年度以降は、長引くコロナの影響により大幅に収入が減少し、再度、債務超過に陥る可能性があったため、R5年度まで県・地元市町による財政支援を実施。しかし、昨今の燃油・物価の高騰により依然として厳しい状況。

2. 計画策定の趣旨

■経営改善の指針となる「羅針盤」の必要性

○H19.3の計画（H24終了）策定後、経営が安定したこともあり、その後の計画を策定していなかったが、昨今の経営悪化を受けて計画の必要性が高まっている。

■地域航空会社特有の課題への対応

○脆弱な経営基盤、1機運営による高コスト構造、パイロット等人財確保の難航等の構造的な課題への対応方針を明らかにする必要があります。

■ウイズ・アフターコロナへの対応

○コロナによる利用者減に伴い、大幅な減収。

○航空需要の変化（ビジネス需要の減少等）が見込まれ、新たな対応（需要喚起）が必要。

▶「持続可能な地域航空会社への成長」と「コロナからの脱却」に向けて「中期経営計画」を策定する

3. 天草エアラインの現状と課題・対応方針

○会社規模に起因する構造的な問題（1機体制による高コスト構造、経営基盤の脆弱性、パイロット等人財確保の難航等）を抱えている。

新 社内全般業務においてデジタル化が遅れており、業務の効率化及びデータに基づく課題解決の体制整備による経営体質の改善が求められる。

改 コロナによる環境の変化で、以前の水準までの航空需要の回復が見込めず、厳しい経営状況。上記の構造的な問題の解決のためにもポストコロナを踏まえた取組みが求められる。

○大阪・福岡の空港混雑に起因する慢性遅延による福岡線（基幹路線）の利便性低下等路線・ダイヤに係る問題がある。

構造的な問題に対する「EAS Alliance（*）」と連携した対応

（※）地域航空サービスアライアンス協議会
⇒地域航空サービスアライアンス有限責任組合（EAS LLP）の協業体制を継承した組織

DX推進による経営体質の改善と経営基盤の強化

経営基盤を強化するための経営課題明確化と取組推進

天草地域の地方創生に貢献するダイヤのあり方検討

天草エアラインの構造的な問題を解決するため、地域航空会社同士の協業促進（整備、機材、部品の共用・人員融通等）により、持続可能性を高める取組みを進めるAllianceと緊密に連携し、対応する。

顧客サービスと業務効率の向上のため、データ蓄積・分析に基づく課題解決の体制整備、及び体制整備に伴う経営体質の改善を行う。

経営課題を明確化し、課題に基づく取組策を整理の上、着実に実施する。
▶ポストコロナを踏まえた取組みの展開

県、地元市町、天草地域企業等と連携し、天草地域及び熊本県の発展に貢献するダイヤのあり方について検討を進める。

4. 計画期間・目標

■計画期間 R3～R7年度（5カ年）※R5年度見直し

■実績値及び数値目標

・目標値と実績の乖離
・R7年度までの目標値設定

指標	R2	R3	R4	R5	R6	R7	
旅客数(人)	目標	-	39,651	71,400	77,600	75,455	84,906
	実績	24,028	37,958	51,906	63,843	-	-
就航率(%)	目標	-	93.0%	94.0%	95.0%	93.0%	93.0%
	実績	90.8%	91.1%	87.1%	91.4%	-	-
搭乗率(%)	目標	-	25.3%	45.0%	48.4%	47.5%	53.5%
	実績	19.3%	25.7%	34.9%	40.5%	-	-
当期純利益(百万円)	目標	-	▲249	▲23	31	5	22
	実績	158	23	81	▲14	-	-

改 国際航空運送協会（IATA）の航空需要予測どおりの回復には至らなかったため、ポストコロナを踏まえた目標値「R7年度に福岡・熊本線はコロナ前水準並、大阪線はコロナ前約4割増の回復」を設定する。

5. 経営課題

DX導入

1. 収支改善 利用促進、満足度向上、コスト削減

2. 運航品質の向上 信頼回復、利便性向上

3. 人財確保 人財採用、人材育成、健康促進

DX導入

4. 組織力の強化・発揮 コミュニケーション強化、意識改善等

5. 絶対安全の維持・向上 最重要課題である安全対策の確実な実施

新 6. 機体更新の準備・検討 必要性、更新時期・方法の検討のための情報収集・検討

7. 行政等との連携 関係機関と連携した経営改善等

6. 目標達成に係る重点取組み（例）

収支改善

■自治体・地域の取組みと連携した利用促進（新たな需要喚起）

■顧客満足度及び業務効率の向上を目的としたDX推進（体制整備・経営体質の改善）

運航品質向上

■予防整備、マニュアル更新等による就航率改善（欠航削減）

▶不具合を未然に防ぐための予防的な部品交換や、不具合対応をマニュアル化して柔軟な対応を可能とし、欠航を減らす。

人財確保

■採用力強化と定着率向上による人財確保

▶労働環境の改善や労働条件の見直しによって、人財を確保するための採用力強化・定着率向上を図る。

緑の流域治水の推進と五木村・相良村の振興について

1 「緑の流域治水」の主な取組状況

(1) 新たな流水型ダム環境アセスメントの進捗状況

- ・流水型ダムについては、国において、法と同等の環境アセスメントの手続きが進められている。「配慮レポート」「方法レポート」「準備レポート」「評価レポート」の4段階で進められ、現在、3段階目の「準備レポート」が公表されている。
- ・県では、公聴会で述べられた意見や、事業者である国土交通省九州地方整備局から提出された一般意見の概要及び事業者見解、関係市町村長、県審査会等の意見を踏まえ、4月12日に「準備レポート」に対する知事意見を述べた。
- ・その後、5月21日に、国の「流水型ダム環境保全対策検討委員会」が開催され、提出した44項目の知事意見には「全て対応する予定」との事業者(九州地方整備局)の見解が示された。今後、知事意見や一般意見等を踏まえ、「評価レポート」が作成・公表される予定。

(2) 球磨川流域治水協議会について

令和6年5月28日 第9回球磨川流域治水協議会 開催

出席者：知事、九州地方整備局長、九州農政局長、九州森林管理局长、熊本地方気象台長、球磨川流域市町村長

議 題：「球磨川水系流域治水プロジェクト」の取組状況報告 等



(3) くまもと防災ウィークについて

- ・県民の防災意識向上のため、令和2年7月豪雨の発災日である7月4日を含む、6月30日～7月6日を「くまもと防災ウィーク」と設定。
- ・7月4日には、県庁各部局が一体となり被災地の創造的復興へ向けた取組みを加速するため、令和2年7月豪雨復旧・復興本部会議(第14回)を開催。
- ・期間中、県内6箇所パネル展を開催するほか、県政テレビ・SNS・新聞広告等、様々な媒体を活用し、豪雨からの創造的復興の進捗状況や「緑の流域治水」の取組み等を集中的に発信。



「緑の流域治水」のパネル展



在熊TV5局制作の早期避難を呼びかけるテレビスポット(5/29～9/30)

(4) 球磨川水系県管理河川について

- ・ 球磨川水系県管理河川では、5月末までに約20万 m^3 の土砂掘削完了。
- ・ 御溝川（人吉市）では、令和6年度中の完了に向けて二次放水路を整備中。
- ・ その他、河川改修、宅地かさ上げ、遊水機能を有する土地の確保・保全など13河川で事業推進中。



柳橋川（多良木町）



河川堆積土砂掘削



御溝川（人吉市） 二次放水路（分流施設）

2. 五木村・相良村の振興について

- ・ 4月18日、知事就任後最初の自治体訪問先として、五木村と相良村を訪問。五木村長・議長等、相良村長・議長等より、両村の要望や課題等について御意見を伺った。
- ・ 知事は、ダム問題で翻弄されてきた五木村・相良村にしっかりと寄り添っていくという決意を改めて示した。



知事による五木村・相良村訪問（4/18）

<五木村>

- ・ 4月21日、「五木村の新たな村づくりの方向性に関する村民集会」が開催され、村長から「流水型ダムを前提とした村づくりに向けて、新たなスタートラインに立つべきであると判断した」との表明がなされた。
- ・ 5月27日、村及び村議会から知事に対し流水型ダムを前提とした「“ひかり輝く”新たな五木村の早期実現に向けた地域振興に関する要望書」が提出された。



五木村・村議会による知事要望（5/27）

<相良村>

- ・ 4月18日の知事訪問時に、相良村振興策について村長から改めて支援の要望がなされた。併せて村長は『「緑の流域治水」は、国、県、流域市町村の総意として進められている』との認識を示し、国、県に村民への丁寧な説明を求められた。
- ・ 6月29日～30日、「緑の流域治水（河川整備計画関連）の取組みに関する村民説明会」が村内4地域で開催され、国土交通省及び県から取組みを説明した。
- ・ 引き続き、国・県・村が一体となり、村民の皆様の御意見を十分お聴きしながら、時間的緊迫性を持って両村の振興に取り組んでいく。